

平成29年第2回大衡村議会臨時会会議録 第1号

平成29年2月21日（火曜日） 午前10時開会

出席議員（13名）

1番 石川 敏	2番 佐藤 貢	3番 早坂 豊弘
4番 佐々木春樹	6番 文屋 裕男	7番 小川 宗寿
8番 細川 幸郎	9番 高橋 浩之	10番 遠藤 昌一
11番 山路 澄雄	12番 佐々木金彌	13番 小川ひろみ
14番 細川 運一		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長 萩原 達雄	副村長 斎藤 一郎
教育長 庄子 明宏	総務課長 早坂 勝伸
企画財政課長 佐野 克彦	住民生活課長 早坂紀美江
税務課長 大沼 善昭	健康福祉課長 残間 文広
産業振興課長 斎藤 浩	都市建設課長 後藤 広之
教育学習課長 文屋 寛	

事務局出席職員氏名

事務局長 大友 末子 書記 高橋 吉輝

議事日程（第1号）

平成29年2月21日（金曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 議案第2号 財産の無償貸付について
-

本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）と同じ

午前10時00分 開会

議長（細川運一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しますので、これより平成29年第2回大衡村議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、8番細川幸郎君、9番高橋浩之君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（細川運一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件について、議会運営委員長に委員会の報告を求めます。細川幸郎議会運営委員長、登壇願います。

〔議会運営委員長 細川幸郎君 登壇〕

議会運営委員長（細川幸郎君） おはようございます。

本日招集されました平成29年第2回大衡村議会臨時会の運営に関して、本日9時30分に議会運営委員会を開催しておりますので、その結果についてご報告いたします。

本臨時会に付議されました案件は、村長提出案件が1件であります。内訳は、財産の無償貸付についてでございます。

従って本臨時会の会期については、本日一日限りとすべきと決定したものであります。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

議長（細川運一君） お諮りをいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日一日限りにすることにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日一日限りと決定をいたしました。

ここで村長に、招集の挨拶並びに提案理由の説明を求めます。村長、登壇願います。

〔村長 萩原達雄君 登壇〕

村長（萩原達雄君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成29年第2回大衡村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところにも関わらず、ご出席を賜りましたことに、心から厚く御礼を申し上げさせていただきます。

ここに、招集の挨拶並びに提案の理由の説明をさせていただきます。

今年と言いますか、今年の冬ですね。記録的な寒波によって、今月10日から12日にかけて、西日本を中心とした日本海側では大雪となり、中でも鳥取県では平年の10倍にも上る90cmを超える積雪量となったというふうに、ニュースでもありました。電車の運転見合せや車両の立往生などが至るところで発生してですね、交通が一時マヒしたのでありました。

そんなところでありますが、一方で、本村においてはですね、昨年に引き続き少ない積雪量で推移しているわけですが、お陰様で除雪作業も数えるほどに留まっております。このまま大雪が降ることなく春を迎えるといいと、こんなふうに思うところですが、一方その反動でですね、今年の夏の天候、どうなのかなという心配もされるわけであります。さらには春先のですね、積雪が少ないとによる春の農耕作業の水ですね、水利、そういうものが大変心配もされるのかなと、こんなふうにいま思っているところであります。

そんなことでありますが、今日はですね、本臨時会、提案しました案件、財産の無償貸付に関する件であります。これまで全員協議会等で事業の経過等を説明させていただいておりました。障害者福祉施設の整備についてはですね、国の補正予算による事業採択の内示が、事業者に対して正式にありました。なので事業予定地である村有地の無償貸付についての議案を提案させていただくものでございます。

長年の懸案でもありました、本村にとっての障害者福祉施策の実現のためにも必要なものとなりますので、どうか原案どおりご可決を賜りますようにお願い申し上げまして、甚だ簡単ではありますが、招集の挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。

本日はよろしくお願い申し上げます。

日程第3 議案第2号 財産の無償貸付について

議長（細川運一君） 日程第3、議案第2号、財産の無償貸付についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） それではご説明を申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。併せて議案説明資料1ページもご覧いただきたいと思います。

議案第2号、財産の無償貸付についてでございます。

下記のとおり土地を無償貸付することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案の内容についてご説明いたします。

1、土地の表示です。土地の所在が、大衡村大衡字大日向49番2、面積は346.47m²。2筆目が同字50番15、2,446.25m²。3筆目が大衡村大衡字燈沢12番54、8,103.04m²。4筆目が同字102番8、750.52m²。以上、4筆とも地目は宅地で、合計面積が11,646.28m²でございます。議案説明資料の1ページが公図の写しとなっておりまして、黄色の線で囲った部分が本案貸付予定地で、位置的には右上側がローソン、下側が万葉おおひら館となっております。

次に2、貸付の目的でございますが、障害者福祉施設用地ということでございます。

3、無償貸付期間は、議会の議決の日から平成49年3月31日までの約20年間で、これは村財務規則上は最長30年まで可能ですが、建設予定である建築物が木造であることから、木造建物の対応年数である17年を考慮したことと、これまでの本村の無償貸付事例を参考に、約20年としたものでございます。

4、貸付の相手方でございますが、仙台市宮城野区燕沢3丁目1番1号、社会福祉法人みんなの輪でございます。

5、免除する貸付料の年額でございますが、257万9,333円で、無償貸付でございます。免除する貸付料の年額の算定は、有償貸付とした場合の固定資産税評価額の近傍類似単価、1m²あたり1万200円に面積を乗じた額の4%としており、内訳は建物敷地分997.51m²を宅地扱いとして、年額40万6,984円。それ以外、建物敷地以外の10,648.77m²を雑種地扱い

として、宅地の2分の1の年額217万2,349円としたものであります。

無償貸付の根拠としまして、社会福祉法人みんなの輪は、財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例第4条第1項第1号に規定する公共的団体に該当し、今回の事業は社会福祉法に定める社会福祉法人が行う第2種社会福祉事業で、公共用に供することと、並びに村で誘致した事業であるという個別事業も考慮し、無償貸付の合理性、妥当性があると判断したものであります。

今回の貸付については、これまで3度の全員協議会並びに先般の各常任委員会でご説明させていただいたとおりであります、2月2日にみんなの輪の理事長に来庁いただき、村長と面談のうえ、将来計画をも含めた打ち合わせを行った内容が、議案説明資料2ページの事業計画書、並びに3ページの計画イメージ配置図となっております。

当初より採択率の低い補助事業で、非常に狭き門というご説明をしてまいりましたが、2月3日付で国の平成28年度補正予算「社会福祉施設等施設整備事業費補助金」の正式内示通知が、宮城県から法人側にありました。この補助採択となった背景には、議案説明資料3ページの配置図、右側部分の入居系サービスを中長期的に考慮し、一体的に整備することを評価いただいたと認識しております。

今後、平成30年3月の開所を目指し事業を進めるにあたって、本案のご可決を賜りたくお願い申し上げるものであります。

以上、よろしくご審議のほど、お願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 質問は3回と限定されていますが、項目は非常に多いんですが、答弁をよろしくお願いしたいと思います。

議長（細川運一君） 山路議員、マイクを寄せてください。

11番（山路澄雄君） まず第1点ですが、この計画浮上年月日はいつか、確認したいと思います。提案は、先ほどの説明では、村で誘致を説明したと、働きかけたと、そういうことでよろしいですか。村からの働きかけか、もしくは法人からの所謂申請があったのか、第3者の仲立ちがあったのか、そのへんを確認したいと思います。

2番目に村有地1haは、当初の使用用途はなんであったか。はっきりわからなかったですね。その必要性、50aの当初の図面で所謂議会等に説明があったわけでございますが、左側半分の50aは何の説明もありませんでした。それでさまざま話が出ているうちに、2月最終の常任委員会で、産業系も同じでしょうが、総務系も同じく担当課から説明があつ

たわけですが、その際、肉付けされたのがようやくハープ園とかそういう形で出てきましたが、はっきりこの必要性ですね、用途、確定しておりませんでした。なぜですか、それは。所謂空白地を含めて、50aも、1haを貸与するという、そういう方針はどういう考え方で、いつの時点で計画がなされたかお聞きします。

3番目はですね、大規模面積の無償貸与は、議会の議決を得る必要があるものではございますが、計画の概要のみを執行部は説明するだけで、議会のあらかじめの同意というものがですね、何ら得られておりませんでした。所謂国への申請、その以前の村と法人の協議、そのほかは議会に対してはですね、ある程度青写真が出来た時点で、既成事実として進み始まった時点で説明がなされました。これは議会軽視が甚だしいと私は感じております。

4番目、村民、障害のある方ですが、利益はどのように見通しされているのか、きちんとした数字でお示しください。

また、この計画ですが、所謂障害児を抱える保護者の方々と話し合いをやっていくという、そういう答弁がなされたことがあります、どのように話し合いがなされ、どのような計画が練られたのかをお伺いします。

以上5点、よろしくお願ひします。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） ご質問いただいた、まず第1点のこれまでの経緯ということでございますけれども、これまで、平成15年あたりから議会の皆様からいろいろなご意見を頂戴してきたということで、これまで執行部側も議会の皆様方も、障害者福祉施設等も視察を行っていただいてまいりました。そこで、経緯の始まりとしましては、平成24年ごろから具体的に社会福祉法人みんなの輪の施設等も視察をしてきたということと、平成27年3月に策定しました第4期の障害福祉計画、こちらで障害福祉施設の整備が望まれるので、整備を図りたいということで検討してまいりましたが、その計画に載せておりましたが、手を挙げていただく事業者がないということで、村側から社会福祉法人みんなの輪にお話しをさせていただいて、ちょっと打診をしたという経緯でございます。

2番目の右側部分の約5反歩のかかる計画でございますが、当初4月、8月の全員協議会の時点ではお示しをしておりませんでしたが、事業者、事業予定者であります社会福祉法人みんなの輪と、口頭でいろいろと打ち合わせを行ってまいりました。その9月に補助申請をする際、いろんな口頭での説明をしてまいりました。ここに来てその将来計画

的なものを具体に、イメージ的なものを示してほしいということで、今般お示しをさせていただいたところでございます。

次に無償貸与の決定でございますが、これまで、先ほどと同じように4月、8月の全員協議会でご説明させていただきましたけれども、今回の障害者施設整備ということに鑑みまして、これまでの事例も含めまして無償貸し付けが妥当だというような判断でございます。

もう一点目が、村民の方の今後の利用見込みということでございますけれども、今回の採択を受けました障害者福祉施設、生活介護定員20名、就労継続支援B型、こちらも定員20名、短期入所3名ということでございます。これにつきましては昨年にですね、障害をもつ親の方の会にご説明、ご意見等を伺うという意味でご説明させていただいてまいりました。現時点では本村の生活介護利用者が15名、就労継続支援B型利用者は11名で、いずれも村外の事業所を利用されているということでございますので、今後、その方々や支援学校とも相談しながら、施設利用のPRやらご意見を頂戴しながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（細川運一君）　山路澄雄君。

11番（山路澄雄君）　2問目でありますので、よく理解出来なかつた分をお聞きします。また、足りなかつた分もお聞きします。

この法人ですが、以前ですね、村が所謂誘致を目指してアプローチしたことがあります。条件が適当でないということで、村内の施設が断られた経緯がございますが、そんなもんで、私はなぜ急にまたですね、その法人が大衡村に進出してきたのかなと、このように考えているわけでございます。私たちも一回、法人の施設、田尻ですか、視察に行きましたが、その後、何の進展もなくですね、大衡村は国道に近くて、障害児、対象障害児が事故にあう可能性が多いと、そういうような理由で断られたという経緯を私は記憶しているんですが、これは間違いないと思いますけど。それで立ち消えになって、しばらく経過したわけですが、今回急にですね、その法人が手を挙げてきた。村の熱心な誘致があったからこうなったのかなと、そのように思うわけでございますが。私も障害児の現状を見ますとですね、父兄の方々もですね、現在は他の地域のですね、養護学校や施設にお通いになってまして、ある程度の施設は必要ではないかと思うんですが、最低限、この図面に示されました50a分ですか、こういう形の施設は必要ではないかと、そのように思うんでご

ざいますが、他の50a分ですね、当初は全く空白だったと。これはなんか、最初はですね、1haの用地を用意しました。それでドーンと話を進めようとしたのかなと、村側でですね。そのように感じられるわけでございます。ところが、補助金の関係、自己資本の問題、さまざまあって、当初は空白だったと。何にも書かれていなかったんですね。それは課長もお認めになってますけど。

新しくですね、2月になって出てきた、村長と執行部のみなさん、それから進出法人の方々が打ち合わせしたと思うんですが、それで出してきた図面がですね、所謂ハウス、温室でしょうか、万葉植物、ハーブ等を栽培する。それから中央付近に万葉植物、ハーブ園を作る。それから入居系サービスというふうになってきていますが、ハーブ等の栽培はですね、左側部分のですね、所謂施設側の用地にですね、十分作れると思うんでありますよ。大規模なハウスなんているのはかなりの経費もいるし、農業の技術的な問題もあると思うんですよ。それで畑のハーブ園、これはほとんど付け足したと思うんですよ。それで入居系サービスになると、ほとんどですね、時系列で整備計画が出てますが、31年から事業調査、事業計画策定、建設準備と、建設が確定ではないんですね。もうなんかアバウトな計画でありますと、にわかに取つてつけた計画だと、そのように私は感じるんであります。

よってですね、私はこの50aの部分はですね、本来ならば今回一応一回取り下げてですね、新たに議会に諮るというような形でなければですね、到底難しいと思うんですよ、賛成するのは。

1haというのはかなりの面積でございます。この用地ですね、当初はどのような計画で造成されたか、どのような計画が策定されていたか、村長に伺います。

議長（細川運一君）　　村長、いいですか、はい、村長。

村長（萩原達雄君）　　この用地がどのような趣旨に基づいて整備されたかということでありますと、地域活性化交流施設と、確かに、その名称がすっかり正しいかは別として、地域活性化交流施設の用地として整備されたというふうに理解しております。

議長（細川運一君）　　そういう趣旨のご質問でしたか。

村長（萩原達雄君）　　一回でしようからね、まずもってそういうことでありますと、山路議員、大変、1町歩、1haでありますから、なかなかご理解が得られてないのかなと思います。

まずもってですね、いまの話をちょっと総合して、私答弁させていただきますが、このみんなの輪という法人に、村として誘致を目指した際に一回断られたという事実が、私は全く、私自身はですよ、記憶しておりませんので、そういうことがあるかどうか担当に

調べさせますが、私はそういうことがなかったように思うんですが、それはまず議員もいまおっしゃったんですから、それなりの確証があつておっしゃったんだろうと思います。私はまずそういうことは覚えておりません。覚えてっていうか認識をしておりませんのであります。

働きかけはどうでしたと、大衡村であります。従いまして私であります。これまで先ほど議員がおっしゃったとおり、その施設、いろいろなその法人、法人といいますか、みんなの輪の施設を見学なりなんなりをして、この法人であれば間違いないのかなということですね、私のほうから要請をしました。要請と言いますか、打診をしました。それで進出をしてよいですよというようなお話をありました。

そしてさらにはですね、この50aの半分は白紙、なんつうんだ、図面上白地になっていたということであります。それは全員協議会等々においてそういう資料を出したということは、確かにそのとおりであります。当初からその部分も、いまこのお示ししている用地としてお貸ししてほしいということは、要請がありました。そういったことに使用したので、是非貸してほしいということでありましたので、あとから取つてつけたというようなお話では決してございませんので、そのへんご理解をお願いしたいというふうに思つておるところでございます。

それからですね、議会に説明しなかった、議会軽視ではないかというお話をありました。私は何度もこの件につきまして、議会に何度もとなくっていうか、何回でしたかね、説明しますし、さらには常任委員会でも担当が説明している、そしてまたさらには先般の議会の全員協議会においても説明をしているところであります。説明がなかったとか、議会軽視だとか言われるのは、ちょっといかがなものかなと、私は思つておるところであります。

あとそれから住民にメリットがどの程度あるんだということでございますが、ただいま課長が申し上げましたとおり、村内にもそういったニーズがあるわけでありまして、しかば一般住民にはどうなのやと、一般住民に直接どうのこうのというお話には、ちょっとこの案件はそぐわないのではないかなど。でありますから、そういった障害をお持ちの方とかですね、そういった方のですね、通所の短距離化にもつながるし、ご家庭の負担軽減、そういったものもだいぶ軽減されるのかな、というようなメリットがあるのではないかなどということであります。

でありますですね、山路議員おっしゃる、まあ心配なされることもわかりますけれど

も、どうかですね、そういったことを総合的に判断していただいて、ご理解をいただきたいなど、こういうふうに思っております。

また、詳細につきましては担当のほうから説明をさせます。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） いま村長が説明させていただきましたとおりでございますが、当初計画の右側部分の空白へ具体的な計画をお示ししていなかったのは事実でございますが、先ほど口頭でこれまでも法人側といろいろ打ち合わせをしてきた過程で、右側部分については将来計画において入居系サービスも計画していますということですので、一体的に貸してほしいということの経緯でございます。

議案説明の中でもお話しましたとおり、今回補助採択になったポイントにつきましては、このみんなの輪の法人の中長期的な計画、所謂右側部分の入居系サービスをも考慮した計画を評価していただいて、狭き門のなかでの採択を受けたということでございますので、是非ご理解をいただければというふうに思っております。

先ほどご説明は致しませんでしたが、事業予定地の右側のハウス等の部分につきましては、就労継続支援事業を左側、今回の事業採択の中で整備するわけでございますが、その付帯設備として、ハウス等で万葉植物やハーブ等の栽培を考えておりまして、その収穫される薬草やハーブ等につきましては、施設等で製造される焼き菓子等の原材料として活用されるというような計画でございます。これまでも具体的に図面でお示しは、示させてはいただきませんでしたけれども、これまでの打ち合わせ等の経過の中で、今回、より具体的に示してほしいということで、法人側に要請してこのイメージ図となったものでございます。

よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 今回の障害者福祉施設用地等々についての臨時議会ではありますが、村長もこれまで全協で何度かの説明をしたとの答弁が出ておりますが、これまでのさまざまな事業推進計画には、余裕のあった計画であり、また真反対にですね、近年では特別養護老人ホームの建築においてはですね、タイトな計画。本来ですと、起案、事業推進の発信をした折に、用地の確保・造成・建築、そして開設にいたるまで、相当な日程がかかるにも関わらず、特別養護老人ホームのときは30日すらの日程でない中、このタイトな中で公募プロポーザルということでプレゼンをした形跡もあります。によってですね、今回なぜに

単一法人だけに寄りかかり、あるいは、以前からの狭き門という担当課長からの話ですけれども、本当に狭き門だったのか、あるいは事務的な部分で短期間で進めなきやないような根拠があったのか、そのへんまず一点お尋ねします。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） これまでの経過は全員協議会でもご説明してきたとおりでございますが、まず今回事業予定者である社会福祉法人みんなの輪にお願いをした経緯でございますが、これまで、先ほど村長も答弁したとおり、いろんな機会があるごとに施設等の視察をしてまいったということと、昨年ですね、障害者を持つ親の会のご意見もいただいた中で、実績のある法人であれば安心だというようなご意見もいただいたことで、社会福祉法人みんなの輪に事業者として要請をしてきたということでございます。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） これは健全的な運営をされている実績というような観点から見れば、否定する発言も必要もありませんし、肯定しながらも、事業の内容をより明確なですね、お示しなり開示があったればいろんな意見の論にもなるんでしょうけれども、いかんせんこれまでの全協では、そのへんの情報の資料、あるいはその情報量、運営計画、そういったところには乏しいところがあって、全協でも完全燃焼してないような委員会の中のよう、たぶんここにいる議員もそのように認識していると思います。ただ、これからやはりどこぞに、やはり広域的に必要な福祉法人、あるいはこういうような施設が必要だという観点からですね、狭き門を潜り抜け、法人が手を挙げ、そしてまた採択決定ということで、日にちを追うとですね、なかなかそのへんにはちょっと私は理解しがたい。あるいは日にちがタイトであれば、なおのことですね、事業の内容をより明確にすべきだったのではないかと思います。ここにお示しの資料も、後付というような発言もあったようですが、やはり事業を提案する法人としては、17年の償却期間があるのであれば、なおのことですね、その17年で相当な額を投資する建屋、あるいは広域的に利用者の方々を迎える送迎のリスク、あるいは今後の障害者の方の増加傾向にあるような推移とみられる、根拠となるような資料をですね、行政側のほうに福祉法人は出すべきだと思います。いかんせんこの情報の乏しい部分は、村長にも答弁を求めているような部分もありますけど、答弁しようが無いですよね、これでは。せっかくやらなきやないような、長期にわたっての事業の部分を、村としても、議員も一般質問でやっている同僚議員もおりましたけれども、せっかく開口一番に進めようとする部分には、情報の少なさ、それから社会福祉法人がモッ

ト一とする理念、そういうものは決まりきったものではなく、地域に沿った理念をもう少し噛み砕いた資料で開示すべきだと私は思うんですが、こういう理念と、そして経営計画、一番大事な部分を参考までにちょっと一点お尋ねしますが、今後その建屋に関して、村として助成金なりそういうものもある程度鑑みているのか、お尋ねします。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） 今回の施設整備に対する財源として、村で助成する考えはあるのかというご質問だと思いますが、これにつきましては今回の国の採択を受ける連絡の前ですね、国の方で補助金を一割カットするというような情報がありました。それでも進めるのかというようなことで、法人側に確認しましたところ、なんとかそのへんは計画を練り直しましょうというようなことでございました。

その後ですね、それらも含めまして、補助対象外経費等もあります。今回の総事業費が約4億円ということでございますので、それらも鑑みまして、法人側が負担すべき額が約5千万近くなるということでございますので、何とか助成していただけませんかというような要望は来ております。そのへんも助成額につきましては3月の定例会の補正予算で計上したいというふうに思ってございます。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 4億からの事業計画がお示しされて、国の考え方としては、矛盾しているかどうかはまた別としても、かけなきやないようなお金の部分をかけない。あるいは国としての考えと、今の村井知事の宮城県の富県宮城ですか、福祉に関わる部分としては唯一の目玉的な事業だと自負しております。自負というよりも、そのように知事も、やっと福祉のほうに目を向けてくれたのかなと思うなかでですね、この建屋に対しての補助等々について、助成ですか、今後3月でお示しをしたいという説明ですが、やはり法人の自助努力をもう少し誘発すべきだと思います。

一等地であるこの大衡村ですね、観光地、そして商工、工業用地として、そのゾーンに福祉ゾーンとして謳っていたわけではありません。また福祉ゾーンとしているのは、課長はご存じだと思いますけれども、五反田地内に福祉ゾーンとして謳って、いまの特別養護老人ホームを練り上げたという実績もあるわけですから、いかんせん、この観光地、工業用地の一角にですね、こういうような福祉施設。

また美観的なもの、どういうふうな景色になるのか、私は存じ上げませんが、やはり見た目によっては、ある意味、障害を持ってらっしゃる方の社会復帰、活動する大事な場所

でもあるとはわかります。ただそこが居室だったりですね、その使い方によってはご批判を浴びるようなことのないようにですね、今後村長からでもですね、その福祉法人に対して、この施設の運営の仕方、そして中でどのような計画を練り上げて、17年の耐用年数だったりするものですから、建築物に美観的な指導なりを村としてもしていかなきゃないと思いますけれど、絶対的に私は必要なのは、大衡村だけの負の遺産という言われ方をするのではなく、広域的に、私はこの施設をりっぱな施設にすべきだと、福祉法人と連携を取りながら。

また私は、あんまりこれは推測をしたくないんですが、これまでのどこかの事業所が、利用観点からみて不具合、要は面積が狭いとか、新たな活動をしたいということで、新たな事業展開を、ここ大衡を舞台として、黒川広域をやっぱり舞台としていくのであれば、なおまた考え方は別なんですけれども、そのへんの本当は社会福祉法人の代表なりに、理念、経営計画、そういうものがもっと開示してもらえば、その議会でも皆さんからの理解ももっと高まるのではなかったのかなと思うんですが、そのへん、課長、併せて村長にもですね、法人に対して今後の指導なり、いろんな考えがあるんであれば、ご発言をいただきたいと思います。

議長（細川運一君） 質疑でございますんで、その点を今後質疑なさる方は配慮していただきたいというふうに思います。財産の貸付が議題でございますので、そのへんのところ、あらゆることが関連するというのは、議長としてもご理解はしますけれども、その点、ご配慮願いたいと思います。

今後の福祉法人の事業の進め方なりについて、情報提供できるものがあれば、ご答弁を願いたいと思います。健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） 議員ご指摘のとおりですね、これまで説明不足の点があったということでございます。その点についてはお詫び申し上げたいというふうに思います。

今、ご意見ありましたとおり、今後の計画の展開につきましては、当然法人側と村側で打ち合わせを行いながら進めるということでございますので、なお法人側に村側の意向もお伝えしながら、事業計画を推進していきたいというふうに思っております。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） この施設はですね、ご承知のとおり、議会の皆さんと、議会の皆さんもですね、熱望しておられたということでもありますし、さらにはですね、そういった障害者を抱えるご父兄やらご家族の皆さんからも熱望、待望されていたということもございます。

その運営の中身がどうなるかということを、まだこの中でですね、いま申し上げるのは、ちょっと深く申し上げるのは、いまの場には相応しくないのかなというふうに思いますけれどもですね、いろいろな生産販売施設、万葉館ですね、となりにございます。そういうところをですね、こういった作業をする障害者の皆さん、作ったものすぐそこにいて展示販売もしていただける。さらにそこには、店員って言ったらおかしいんですが、従業員的な、そんな就労の機会も与えていただけるというようなふうになれば、私は良いのかなと。そういうふうにイメージ的には思っています。

本当にそういったことでですね、この山路議員も申されましたように、5反歩の白地が急に出てきたというものはございませんので、それも含めたハーブなり万葉のものに関連ですね、あるいは地場産品に関連する無農薬野菜やら、そういうものも生産販売して、展示販売もしたいというようなお話をございました。そしてさらにはですね、このハウスとか、いま、さっき山路議員は白紙っていうか白地ですね、だったところ、この利用が年次計画どおりいかなければ、村として確約書っていうんだか、なんて言つたんだ。

[「協定書」の声あり]

村長（萩原達雄君） 協定書を結んでですね、そのスケジュールどおりに履行されない場合には、返還を求める。そういう返還を求めると言いますか、善処してもらうという意味でね、返還を求めるっていうのはちょっと最終的なものであります、善処してすぐ対処していただけるような、そういう条項、なんて言いますか、協定書ですね。そういうものを取り交わして、常に村としても注視して、その事業がスムーズに進められるような、そういう促進にも意見を申し上げていけるような、そういう体制にしてまいりたいと、こんなふうに思っております。なのでですね、全然使わないでずっと放置しておく。そういうことがあっては勿論いけません。なので、そういうことを指導していけるような条項をちゃんと加えて、協定書を結んでいきたいと、こういうふうに思っているところでございますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

議長（細川運一君） 石川敏君。

1番（石川敏君） 今回の土地の貸付けにつきまして、いろいろ障害者福祉関係の施設の利用つてことで、全員協議会などで何回か説明があったわけでございますけれども、やっぱりまだまだ議会議員の皆さんの理解に至っている段階になつてないような感じも、私も受けます。と言いますのは、やっぱり施設の整備の趣旨なりなんなりは理解しますけれども、今回法人から出された計画内容で、全体的にまだはつきりしてない部分は、当然皆さん疑

間に思っている部分はあると思うんですよね。施設の整備用地以外の就労支援関係の用地ですか。なぜそれを一体的に今回の貸付に提案されるのか。もうちょっとそっちが具体的な計画内容が固まった時点で、別に、別途に貸付契約にもっていけないのか。あるいは法人の今回の事業採択にあたって、土地の貸付、それは前提条件になっているものかどうか。全体のね、貸付がなっていないと事業申請に支障があるのかどうか。やっぱりそういう部分をもう少し具体的にお話、説明して理解していただかないと、どうしてもやっぱり疑問が残ると思います。そういった部分、どうなんでしょうか。

あともう一つは、用地としてあの場所が今回の施設整備にあたって、都市計画法上、建物とかを整備するわけですから、そういった部分についてはそういう福祉関係の施設の整備については、なんら支障がないものか。そういった部分をお尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） まず敷地と言いますか、用地の件でございますが、今回補助採択を受ける補助申請の時点で、今後予定地につきましては、村で貸付する予定がある旨の意見書を付けて補助採択を申請しているということでございますので、全体的にお貸しする旨での事業採択というふうに受け止めてございます。

2点目の都市計画法上の問題でございますが、これはすでに開発行為の許可も以前に受けているということでございますので、建築確認等の制限はないというふうに確認をしてございます。

議長（細川運一君） 石川敏君。

1番（石川敏君） 村長、土地の貸付、先ほど計画通りいかなかつたら解約できる条項も入れる予定だと言っていますけれども、そういう条件じゃなくて、やっぱり当初からきちんと具体的な整備の内容なり方針なり、やっぱりそういうのがまとまった後に貸付決定するのが本筋ではないかなと考えます。趣旨に反対しているわけではないですよ。私も。ですから、もうちょっとそのへんの判断が、皆さんの理解を得るには、私個人としては乏しいんじゃないかなというふうに考えます。ですから、就労付帯施設については30年に準備して、31年からという計画になってますけど、果たしてそれが本当にそのとおりに行くのかどうか、やっぱりもうちょっと具体的な方針、計画内容、法人側から出していただくよう勧めるべきではないでしょうかね。どうですか、村長。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 具体的な運営の方針と言いますか、ということでここに示させていただい

ております。なんですかね、年次的な動きでありますけれども。そういったことで、別にその、なんと言いますか、それが示されない示されないというのは、どういうことを指して言っておられるのかですね、私もよく理解できないところであります。

議長（細川運一君） 石川敏君。

1番（石川敏君） 今回の貸付の用地、1万1千平米を超える土地ですよね。相当の評価額にもなると思います。村の公共的な財産でもあります。それを無償で貸付するということですので、やっぱりそれなりのきちんとした理由づけがないことには、議会のみならず一般住民の方の理解もどうなのかなという感じもするんですよね。そういうことから考えて、具体的にその施設の人数的なもの、村内の方がどのくらい利用されるのか、あるいは村外も含めてだと思いますけれども、どの程度の人数の方を想定されているのか。そういった部分っていうのも示されていないと思うんですけれども、どうなんでしょうか。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） 今回の整備にあたっての利用見込みということでございましょうか。これにつきましては先ほどご説明されていましたとおり、生活介護の部分の定員が20名、就労継続支援B型が20名、あと短期宿泊入所が3名という施設整備となってございます。その中で村内の方の利用見込みということでございますが、これにつきましても、現在ほとんどの方が村外の事業所を利用されておりますので、現在社会福祉法人みんなの輪の事業所を利用されている方々にも、今後ご説明させていただく要諦ではございますが、他の村外の事業所を利用されている方々が、村内に事業所を今回開設予定ということですので、すべての方々が村内の事業所を利用されるかと言いますと、そうではなくて障害者の方々はそれぞれいろいろ考え方やその方にあった事業所というのもありますので、それにつきましては事業計画書にもありますとおり、今後ですね、その利用見込みと言いますか、そういう方々とお話しをさせていただきながら、施設利用のPR等も図っていきたいということでございます。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） 先ほど来よりいろいろお話をございましたけれども、まずもって村長にお聞きしたいのは、この施設を作るにあたって、なぜその一者だけ、みんなの輪だけにお願いしたのかっていうのが、疑問のひとつ点でございます。さきほど小川議員からも出ましたけれども、やはりこういうものは公募によって行うべきではないかと。

私も今回議員になる前、8年間、この議会から遠ざかっておりましたけれども、いろいろ

ろな議会の議事録等も集めて、その8年間を取り戻そうと思って、いろいろ資料を取り揃えております。その中で、私の8年間のブランクの間にも、こうしたものが建設されてございました。やはりその中で一番問題になったのが、一者だけに頼む、そういうことは絶対だめだということが、この議会の中で論じられておったようでございます。たぶん村長も、それは知っていると思います。あなたはその時は議長でした。いまの議長さんは副議長として、一番後ろでそれを見ております。この8年間、議会議員をやられた方々、ほとんどの議員の方です。そういう方々もしております。私はそれに一番、そこに一番問題があるのかなというふうに思いました。そのへんについてのご答弁をお願いしたいと思います。

今までの健康福祉課長の答弁の中に、なんかどうも矛盾する点が出てきているなと私も感じました。と言いますのは、白紙状態のところ、このところはやっと、この理事長さんですか、その方とのお話しの中で、この話が出てきたということでございますけれども、そしてやっとここに載せることができたという話でした。しかしどうなんでしょうね。国に申請を出すときにはすでに、こうしたものが出来あがっておったんじゃないですかね。でないと国としてはこちらのほうの利用までしっかりできているということで、それを評価してここに、狭き門のなかでここにみんなの輪を選んだというふうにおっしゃいました。ということはすでにもうこちらの計画も出ていたのじゃないかなと、私はそのように感じました。どうも矛盾するな、どうも皆さんのお話の中で前後がおかしくなっているんじゃないかなと私は感じましたけれども、まずもってその点、2つの点についてお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 最初に2問目の質問について、健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） これまでの計画の説明に矛盾点があるんではないかというご指摘でございますが、先ほど来お話しましたとおり、国に補助申請をする際の申請書につきましては、将来計画、右側の部分ですね、右側の部分については将来計画において入所系グループホームを含めた計画がありますということでの説明をさせていただいております。その中で、具体的にどういったイメージで法人側が考えているのかということを示したものが、今回の図面でございまして、先般の全員協議会でお示しさせていただいたということです。

議長（細川運一君） 1問目について、村長に答弁を求めます。

村長（萩原達雄君） この施設誘致にあたって、なぜ一者だけにお話しをしたのかという、そ

といった趣旨でございます。実はですね、この件については前々から、前々と言ってもあれですが、私たち議会としてもいろいろな法人のですね、みんなの輪の法人の施設を見学なり視察をした経緯があるわけあります。その際、確か美里町の施設にも行きましたし、あるいは田尻にも行った経緯もあるわけでして、みんなの輪の運営が大変すばらしいという印象があったわけありますて、そんなところからですね、とにかく打診をしてイエス、イエスと言いますか、進出してもらえるようなところに打診をするということが必要ではないのかなということでですね、みんなの輪の一者に打診をしたところがありました。そんな中でですね、みんなの輪では17ヶ所、いま現在運営されているそうであります。大小合わせてでしようけれどもね。そんな中でのこの地域、黒川地域、あるいは仙台北部地域の中でも一番、なんて言いますか、モデルとなる施設を是非作りたいと、そして私どももそういうことでしたら、どうか進出決定をお願いしますというような話し合いの中で決定したことありますて、公募プロポーザル、そういった手ももちろんあったんだろうと思いますけれども、そういうことをしないで、結果的に1者での話し合いということになったわけでございます。そういうことでですね、そういった諸々でのと言いますか、法人の大衡に進出といいますか、設置するその意気込み等々、そういったものもありますし、そういうことも十分に検討した結果、一者ということになりました。そのことについては別に私は、なんら隠したりですね、そんなことをするつもりはありません。そのとおりでございます。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） あれほどまでに議会の中で、私がいないときですよ、8年間の中でプロポーザル、いろいろ議論された皆さんですよ、今回一者にしたということで、私はなんか合点がいかないということで、いまお聞きしたわけなんですけれども、その一者にしたということに対して、やはり不信に思う住民の方々もいっぱいおります。私のところにも、こうしたお話が寄せられております。現在でも。なぜ一者だったんだったって、何があったんだって、皆さん不信がってます。やはりそれを払しょくするためには、これから村長の説明というものが必要になってくると、私は思います。とんでもないことまで言っている人もいます。そういう疑惑があるんではないかと。やはりこうした疑惑をもたれないようにするのも、やっぱり首長としてのこれから姿勢ではないかと、私は感じます。もちろんそんなことはないとは思いますけれども、あなたから否定をなさってはどうですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君）　断じて、文屋議員おっしゃるようなことはございません。これは神に誓つて申し上げます。

議長（細川運一君）　遠藤昌一君。

10番（遠藤昌一君）　この件について村内の障害児の。

議長（細川運一君）　遠藤議員、マイクを寄せてください。

10番（遠藤昌一君）　この件についてですね、村内の障害児の親の会、この計画を説明したと思われますが、その説明した年月日並びにこの打ち合わせ、親の会の打ち合わせについて、打ち合わせの資料ですか、内容、あたらその資料の提出を求めるのと、もう一つですね、私はこの施設計画について反対するものではございませんが、課長がですね、担当課ですか、先ほど、法人であったから安心してお任せするという答弁をなされておりますが、私の考えといたしましてはですね、これは法人化されなければ、この施設はなんですか、国で認めないのでないかなという考え方のもとでですね、なぜその法人であるから安心という、その意図をちょっとお聞きします。

その2点でございます。

議長（細川運一君）　1問目については資料の要求ございましたけれども、いまの状況の中でですね、その話し合いの内容、日付、わかるんであればご答弁を願いたいというふうに思います。健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君）　保護者の会の説明した具体的な年月日、ちょっと忘れましたけれども、昨年の5月ぐらいかと思っております。

その中でご説明申し上げましたのは、今後村で計画しておる障害者福祉施設の内容についてご説明をさせていただいて、それに対するご意見等をいただいたものでございます。保護者の方々からは、これまで長年要望してきた案件でございますので、早めに整備をしていただきたいという旨のご意見をいただいたところでございます。

2点目の法人だから良いという、私は答弁はしたつもりはないんでございますが、みんなの輪が、どうしてみんなの輪なのかということで、これまで先ほど村長答弁にもありましたとおり、17事業所を運営されてきた実績等も含めて、そういった法人であるということで、そういういたご答弁を申し上げたところでございます。

議長（細川運一君）　遠藤昌一君。

10番（遠藤昌一君）　この大切な計画の中でですね、その話をした親の会ですか、その打ち合せの年月日云々を記載されていない、記憶にないっていう答弁があり得ますか。お答えく

ださい。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） 大変申し訳ございません。後程ご答弁申し上げます。

[「休憩」の声あり]

議長（細川運一君） ここで暫時休憩いたします。健康福祉課長、早急に資料を準備なさってください。再開を11時20分といたします。

午前11時12分 休憩

午前11時20分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） 先ほどは準備不足で大変ご迷惑をおかけしました。申し訳ございませんでした。

昨年の保護者への説明会の日にちでございますが、28年の5月20日でございます。15名ほどの保護者の方にご説明を申し上げているところでございます。

以上です。

議長（細川運一君） 遠藤昌一君。

10番（遠藤昌一君） まず課長、言われる前にですね、その打合せの件でも、諸々もですけど、月日等はやっぱりなんの資料でもそうなんんですけど、ちゃんと残してですね、この場でしつかりした答弁をされるようお願いするとともにですね、28年の5月20日、これは一回きりで終わったんですか。それともそれ以降なにも無かったんですか。

以上です。ご答弁お願いします。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） 説明会につきましてはこれ一回でございます。

その際にですね、今後具体的な計画が出てきましたら、再度ご説明申し上げますということをお話してございます。

10番（遠藤昌一君） 議長、5月20日の打合せの資料、あとで提出をお願いする。

議長（細川運一君） それは公文書では無いと思うので、やっぱり少しプライバシーみたいなご発言もあると思いますけれども、出せるものか出せないものか、ご要請は申し上げます。

議長としてご要請は申し上げます。

10番（遠藤昌一君） 打合せに対してのプライバシーつつうのはあるんですか。

議長（細川運一君） 住民の方々、一般住民の方々で、それを想定したご発言がなさっているかなさってないかという部分も、議長として懸念するところはありますけれども、けれども、遠藤議員のご要請でございますので、ご要望はお伝えして、ご判断は村当局にお任せをしたいというふうに思います。ご要請はいたします。

議長（細川運一君） 他に質疑ございませんか、質疑が無いようです。

これで質疑を終結し、これより討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。山路澄雄君、登壇願います。

〔11番 山路澄雄君 登壇〕

11番（山路澄雄君） 今臨時会に提出されました、所謂障害者福祉施設の議案につきまして、反対の討論を行います。

計画の全体的なものは、約50a分はですね、建物等の設計図も出来上がっておりました。用途もきちんと示されておりますので、この50a分は私は認めざるを得ないのかと思うわけでございますが、この賃貸、無償貸与の契約、承認事項は一体でありまして、反対せざるを得ないのですが、50a分のですね、計画、利用計画についてはですね、それぞれの議員から疑問を呈する質問があったわけでございますが、2月16日の時点で私達は総務住民常任委員会ですが、そこにですね、担当課長がお出でになりました、突然この内容を示されたわけでございます。それまではこの50aの部分については何の記入も無くて、所謂白地の予定表を見せてもらった、示されたわけでございますが、このあり方についてずうっと疑問を持っていまして、どのように変化するのかなと思っていました。

住居系部分を整備するということで、新たに説明に加えたようですが、これもですね、すぐに整備する問題ではなく、30年を過ぎて整備するという大変に不確定な要素が多くて、議会に対する説明分として、非常に問題があります。確定されてもないことで、これからやる予定と示されても、甚だ心外なわけでございます。

私は障害者の方々、父兄の方々のご心配、それから対象の方々の今後の人生をどのように歩むかと思う時、このような施設も必要であるかとは思いますが、私達は一昨年度、富山県に行政視察に行きました、富山型の障害者福祉、それから老人福祉の一体化になった施設を見てきましたが、小規模な施設の中で非常に中身の濃い、愛情のこもった障害者、それから老人福祉の事業が展開されていました。残念ながら大衡ではそのようなことが出

来なかつたわけでございますが、このような大規模な施設は私は必要なのかなとは思いますが、現時点でのこのような施設が提示されたことで、私はやはり必要なものは必要だと。図面にきちんと提示されました施設等の部分、50aは認めざるを得ないとは思っていますが、予定が確定していないものを議会に示して承認しろと、20年間の無償貸与であると、そのように言われましてもですね、諸手を挙げて賛成するということは出来ないのであります。

この土地の価値、それからこれまでのいきさつですか、別な使用目的で大衡村の発展のために準備された土地でございます。もう少しですね、村長はきちんと保護者会にもたつた一回の説明であったと。それでどのような保護者の意見を吸収できるものでありますか。担当課ではもう一度、もう一回聞いて意見を聞くとおっしゃってましたが、それも実現しなかつたと。この拙速な事業展開ですね、なぜこのように慌てなければならぬんでしょうか。村民とじっくり話し合い、関係する方々とじっくり話し合い、より良いものを作っていくという姿勢が無いんですね。村長は、私が誘致したと言っておられますが、もう少し丁寧に時間をかけてですね、障害のある方の施設でございます。それこそ、丁寧にですね、皆さん方の意見を聴きながら、大事に大事に話しを進めるべきだったと思います。この案、貸与の案、1ha以上の土地でございますが、今まで述べてきましたが、私は障害者福祉に対して、きちんとした施策が必要だと思っています。大事なことだと思っています。ただ今回の案件ですが、一方的に見切り発車の感じがしまして非常に残念だと思います。

全体を認めならなければならないような案でございますが、50a分だけ分割してですね、1年後とか、2年後とか、時間をかけてですね、なぜ計画を作成できなかったのか。住居系の施設を作ると言っても、まだまだ先なんですよ、10年もかかると、予定表を見ると。そのような理由をもって、保護者会の十分な理解も、私は得てないと思います。村民の方々の理解も十分得られないと思います。あの有効な土地を十分に活用するためには、まだまだ理解が不足です。そして議会への説明も不十分であるということが、これまでの議員の方々の質疑の中で明らかにされました。

以上をもって、私は、断腸の思いでこの貸与案について反対せざるを得ないと、ここで反対を表明するものであります。

以上です。

議長（細川運一君） 次に本案に賛成者の発言を許します。細川幸郎君。

[8番 細川幸郎君 登壇]

8番（細川幸郎君） 今回、障害者福祉施設、多機能型施設の誘致について、その土地を、村の村有地をですね、無償で20年間貸し付けるという案件であります。

今まで大衡村には、障害のある方への福祉の施設はありません。他の市町村にはあります。大衡村には無かった。それが今回ですね、執行部が誘致、具体的な誘致に向け、実現しようとしています。

いろんなご意見はあると思います。ああいったパークゴルフ場、あるいはトヨタの工場、さらには万葉おおひら館といった直売所、そういった障害者福祉施設、どうなのかななど、そういうご意見もあろうかと思います。（そんなこと誰も言ってねえべやの声あり）

議長（細川運一君） 不規則発言は慎んで下さい。

8番（細川幸郎君） ご意見もありますけども、先ほど村長も申したとおりですね、そういった素晴らしい環境の中でこそ、そういう福祉関係というものは必要なのかなと思います。

地域共生、ノーマライゼーション、地域の皆さんと共に生きる。それが障害者福祉のテーマであります。そういう観点からすれば、大変素晴らしいロケーションだと私は思っております。

約1町歩、その半分の五反歩はすでに全員協議会等で示されたが、半分の部分は白地であったといったご意見でありますけれども、誘致した法人といいますか、その方はですね、将来的に入居系、所謂グループホーム、そういったものも整備したい、さらには就労支援B型の方がですね、仕事をされる、従事する、そういったハープを作成して、さらにはそれをクッキーとかですね、ビスケット、そういったものに加工して販売するという事業、そういうものが今回、今回と言いますかね、先般の常任委員会等で健康福祉課のほうから説明があったわけです。

やはり誘致するにはですね、中途半端なものは駄目なんです。素晴らしいものを作らなければ、大衡村の障害者福祉、それに向って推進することは出来ない。よって私は今回の提案に対して賛成いたします。

議長（細川運一君） 反対討論ございませんか、文屋裕男君。

[6番 文屋裕男君 登壇]

6番（文屋裕男君） 私は山路議員と同じ意見でございます。この計画の半分、この建設をしっかりした図面で示している、この半分の件については私も、これはこの村には必要であるというふうに、私も感じております。ただ、この計画を作ったときに、一応は、この部分

だけの説明しかなかったわけですね。そして、その白地の部分については、あとから取り付けたというふうに出ております。

ましてや、この計画が1者にだけお声がけをして、作ったという、したという、これは、まずもって私は疑問に思うところであります。

また賛成議員の中には、ノーマライゼーションですか、地域の皆さんとともにということですけれども、なぜあそこだけがそのノーマライゼーションにあたるのでしょうか。私はそうは思いません。この村内どこであっても、これは当たるものと私は思います。

それからこの1者だけにしたということに疑問を持っている住民が、それこそ一杯おります。何度も何度も私のところにもその話が来ております。やはり、自分達が議員のときに執行部に対して質してきたことを、なぜ自分が執行部になって出来ないのか。これが一番不思議だということです。だからそこに何かがあるんではないかという疑惑が出てくるんです。私はそうした疑惑を持たれるようなこの計画に対しては、私は賛成しかねるなというふうに思います。村長本人は絶対ありませんと、私もそう思います。しかしながら、自分達が、今まで執行部に対してそのように意見を述べてきた人間が、いざ執行部になつたとたんに、たつた1者だけと話し合って、それで決める。そんな話しがあるでしょうか。そんなこと、どこにも規定としてなつていません、そうおっしゃります。おっしゃります。確かにそうでしょう。でも自分たちが歩んできた道をなぜ貫こうとしないんですか。私は議員として失格だと思います。そのことについて私もある方々とお話しをしました。自分達の都合のいい事だけをやっているんじゃないかと。ですからそういう疑惑が出てくる。こうした疑惑の一杯あるこの件について、私はまだまだ先に延ばすべきであって、しっかりとした計画が出てくるまで延ばすべきであって、今回のこの件については反対をするわけであります。

以上であります。

議長（細川運一君） 次に本案に賛成者の発言を許します。小川ひろみ君。

（13番 小川ひろみ君 登壇）

13番（小川ひろみ君） 財産無償貸付について賛成の討論をいたします。

障害を持つ方々、そして家族の方々にとって、障害福祉は長年の願いであり、必要不可欠であると考えます。そして家族の方々からの要望書を幾度となくいただき、村長はじめ、担当課長、職員の方々の事業内容であると考えます。

障害を持つ方々の生活介護、就労支援、短期入所などは、現在、他の市町村に行かざる

を得ない状況にございます。家族の送迎負担は計り知れないものがあります。この計画は負担軽減や将来に対する希望にもなると、私は考えます。

国からの採択を得た、このタイミングを逃すことは、村にとっても当事者の方々となる障害を持つ方々にとっても、とても残念なことになると私は思います。

一日でも早く、この事業の整備計画を求めるに想い、財産の無償貸付について賛成いたします。

議長（細川運一君） 本案に対して反対者の討論を許します。ございませんか。

次に本案に対して賛成者の発言を許します。ございませんか。

討論がないようです。これで討論を終わります。

ただちに採決をいたします。この採決は起立によって行います。

議案第2号、財産の無償貸付についての件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

議長（細川運一君） 起立多数です。従って議案第2号、財産の無償貸付については、原案のとおり可決されました。

議長（細川運一君） 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。これをもちまして平成29年第2回大衡村議会臨時会を閉会といたします。

大変お疲れさまでございました。

午前11時44分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大衡村議会議長

署名議員

署名議員